

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

平成31年 2 月 22 日

神奈川県議会議長 桐 生 秀 昭 殿

神奈川県議会議員 北 井 宏 昭

県営住宅の諸課題について

【団地建替えにおけるまちづくりとの連携について】

前回の定例議会で、老朽化の際立つ県営住宅の今後10年間の建替え計画についての素案が示されました。しかし、その素案に含まれない県営住宅の中にも、経年劣化による老朽化の著しい団地は、随所に存在します。同時に、県営住宅の立地条件によっては、早期建替えによる余剰地の創出が公共の利益に資する場合も見受けられます。また利便性の高い地域の団地の余剰地については、余剰地処分金による財政収入を大きく見込めるような団地も存在します。

そのような住宅の建替えについては、向こう10年を待たずに、前倒しを図ることも視野に入れながら、出来るだけ早期に建替えを模索し、計画に追加してもよいのでは、と考えます。

今回提示された建替えの「事業の実施方針」には、「余剰地の創出と地元まちづくりと連携した施設誘致等」とあります。

この方針につきましては評価しつつも、現状では、建替え工事の始まる2～3年前に市町への情報提供を行っている、とのこと。これでは余剰地が創出出来たとしても、市町としては都市計画やマスタープラン等のまちづくり方針に反映させることは出来ません。

今回の建替えの対象から外れた、2029年度以降に建替えの可能性がある団地については、市町や地元まちづくり団体に対し、その意向＝情報をあらかじめ示した上で、それぞれのメリットを最大限に引き出すことが出来るよう、関係者と事前の協議等を行うべきではないか、と考えます。

そして、そのことが公共の利益を最大限に膨らませることにつながると考えます。

●そこで知事に伺います。

2029年度以降に建替えが検討される可能性のある県営住宅について、あらかじめ地元まちづくりを担う市町に対し、互いにアイデアを出し合える場を持てるよう、県としてアプローチすべきと考えますが、御所見を伺います。

【横浜市内の県営住宅における県営住宅内および周辺の県管理道路の横浜市への移管促進について】

県営住宅については、「予算が無い」が合言葉のごとく、住宅本体の経年劣化対応もおぼつかない状況にあります。

同時に、県営住宅内および周辺の県管理道路についても、損傷個所の修繕が滞りがちです。その損傷個所が原因になる車両の交通事故や、歩行時のつまずき・転倒による負傷事故の恐れもあります。

横浜市の管理する道路であれば、そのような危険を放置することなく、確認後、ただちに修繕工事を行うものの、県管理道路では修繕まで時間を要してしまうのが現状です。

周辺道路は、周辺地域の生活道路になっていると認識されることも多いため、危険を知らずながら損傷個所を放置することなく修繕出来るよう、横浜市に移管すべきと考えます。

●そこで知事に伺います。

横浜市内の県営住宅における県営住宅内および周辺の県管理道路は、横浜市への移管を促進させるべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

以上